

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年4月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○六方会様（北見市） 6,000円

<故人が生前お世話になったため>

○苫米地 順子様（留辺蘂町） 10,000円 ○佐々木 英俊様（留辺蘂町） 20,000円

○山川 一二様（留辺蘂町） 50,000円 ○小間 典子様（留辺蘂町） 10,000円

<会の解散の為>

○サロンうさぎの会様（光西町） 10,000円 ○端野自然愛好会様（端野町） 17,167円